

令和 6 年

赤穂市教育委員会臨時会提出議案

日 時 令和 6 年 3 月 1 5 日 (金) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和6年赤穂市教育委員会臨時会提出議案一覧表

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 第9号議案 | 公立学校教職員人事異動について |
| 第10号議案 | 令和6年度学校給食実施計画について |
| 第11号議案 | 令和6年度赤穂教育プランについて |
| 第12号議案 | 赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について |
| 報告3 | 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について |

第9号議案

公立学校教職員人事異動について

公立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

令和6年3月15日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第10号議案

令和6年度学校給食実施計画について

令和6年度学校給食実施計画について、別紙のとおり計画したい。

令和6年3月15日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和6年度給食実施計画

1 給食人員

区分		校園数 (校園)	給食人員 (人)	年間給 食日数 (日)	年間給 食人員 (人)	備考
幼稚園		10	710	174	123,540	
小学校		10	2,185	186	406,410	
中学校		5	1,257	173	217,461	
特別 支援 学校	小学部	1	64	170	10,880	
	中高等部		126	170	21,420	
合計		26	4,342		779,711	

注1 給食人員は職員を含む。

2 給食費

区分		1食当り 給食費 (円)	年間給 食日数 (日)	年間 給食費 (円)	平均 月額 (円)	4月～2月 徴収金額 (円)	3月 徴収金額 (円)	備考
幼稚園		254	174	44,196	4,017	4,100	3,196	
小学校		278	186	51,708	4,701	4,800	3,708	
中学校		313	173	54,149	4,922	5,000	4,149	
特別 支援 学校	小学部	278	170	47,260	4,296	4,300	4,260	
	中高等部	313	170	53,210	4,837	4,900	4,210	

注1 各学校園とも8月は徴収しない。

注2 特別支援学校は、毎月の清算徴収とする。

3 給食費の原価計算

(1) 1食当り給食費の内訳

区分	主食費 (円)	牛乳費 (円)	副食費 (円)	事務経費 (円)	合計 (円)	備考
幼稚園	57.84	70.69	122.50	2.97	254.00	
小学校	65.79	70.23	139.01	2.97	278.00	
中学校	75.51	70.23	164.29	2.97	313.00	

(2) 1食当り主食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	年間給食日数 (日)	1食当り 主食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)			
幼稚園	51.78	38	1,967.64	59.53	136	8,096.08	10,063.72	174	57.84
小学校	54.76	39	2,135.64	68.71	147	10,100.37	12,236.01	186	65.79
中学校	58.37	39	2,276.43	80.50	134	10,787.00	13,063.43	173	75.51

(3) 1食当り牛乳費の計算

区分	量 (cc)	価格 (円)	1食当り 牛乳費 (円)	備考
幼稚園	200	65.45	70.69	
小学校	200	65.03	70.23	
中学校	200	65.03	70.23	

(4) 1食当り副食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	年間給食日数 (日)	1食当り 副食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)			
幼稚園	128.56	38	4,885.28	120.81	136	16,430.16	21,315.44	174	122.50
小学校	150.04	39	5,851.56	136.09	147	20,005.23	25,856.79	186	139.01
中学校	181.43	39	7,075.77	159.30	134	21,346.20	28,421.97	173	164.29

(5) 1食当り事務経費の計算

費目	役務費 (千円)	消耗品費 (千円)	印刷製本費 (千円)	合計 (千円)	年間給食人員 (人)	1食当り 事務経費 (円)	備考
予算額	1,114	1,200	1	2,315	779,711	2.97	

令和6年度 給食実施計画対前年度比較表

1 給食日数・人員・給食費

(上段:6年度)

(中段:5年度)

(下段:比較)

区分		校園数 (校園)	給食人員 (人)	年間給 食日数 (日)	年間給 食人員 (人)	1食当り 給食費 (円)	1人当り 給食費 (円)
幼稚園		10	710	174	123,540	254	44,196
		10	757	171	129,447	245	41,895
		0	△ 47	3	△ 5,907	9	2,301
小学校		10	2,185	186	406,410	278	51,708
		10	2,278	187	425,986	269	50,303
		0	△ 93	△ 1	△ 19,576	9	1,405
中学校		5	1,257	173	217,461	313	54,149
		5	1,296	174	225,504	304	52,896
		0	△ 39	△ 1	△ 8,043	9	1,253
特別支援学校	小学部	1	64	170	10,880	278	47,260
		1	64	174	11,136	269	46,806
		0	0	△ 4	△ 256	9	454
	中高等部	(1)	126	170	21,420	313	53,210
		(1)	129	174	22,446	304	52,896
		0	△ 3	△ 4	△ 1,026	9	314
合計		26	4,342		779,711		
		26	4,524		814,519		
		0	△ 182		△ 34,808		

2 給食費計算明細

(1) 1食当り給食費の内訳

(上段:6年度)

(中段:5年度)

(下段:比較)

区分	主食費 (円)	牛乳費 (円)	副食費 (円)	事務経費 (円)	合計 (円)
幼稚園	57.84	70.69	122.50	2.97	254.00
	56.84	64.69	120.50	2.97	245.00
	1.00	6.00	2.00	0.00	9.00
小学校	65.79	70.23	139.01	2.97	278.00
	64.79	64.23	137.01	2.97	269.00
	1.00	6.00	2.00	0.00	9.00
中学校	75.51	70.23	164.29	2.97	313.00
	74.51	64.23	162.29	2.97	304.00
	1.00	6.00	2.00	0.00	9.00

(2) 1食当り主食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	1食当り 主食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)		
幼稚園	51.78	38	1,967.64	59.53	136	8,096.08	10,063.72	57.84
	48.58	33	1,603.14	58.81	138	8,115.78	9,718.92	56.84
	3.20	5	364.50	0.72	△ 2	△ 19.70	344.80	1.00
小学校	54.76	39	2,135.64	68.71	147	10,100.37	12,236.01	65.79
	51.59	37	1,908.83	68.04	150	10,206.00	12,114.83	64.79
	3.17	2	226.81	0.67	△ 3	△ 105.63	121.18	1.00
中学校	58.37	39	2,276.43	80.50	134	10,787.00	13,063.43	75.51
	55.00	37	2,035.00	79.78	137	10,929.86	12,964.86	74.51
	3.37	2	241.43	0.72	△ 3	△ 142.86	98.57	1.00

学校給食費改定の概要

1. 趣旨

平成26年度以降、主食と牛乳の価格（兵庫県学校給食会の定める県下同一価格）上昇分を副食費で減額調整して給食の提供を行ってきましたが、コロナ禍における物価の高騰や天候不順、原油価格の高騰や円安の進展等を考察し、学校給食の水準を維持するため、令和4年度に1食当たり13円増、令和5年度に9円増の給食費改定を行いました。

その後、原材料価格の高騰による影響は一部で落ち着きつつありますが、昨今の社会情勢等により、電気代や人件費、物流等の負担が徐々に増しており、値上げペースは引き続き高い水準で推移しています。

現行の献立の多様性や質、そして児童生徒等の成長に必要な栄養価を維持するとともに、食育の観点からもより一層の充実が望まれることから、今後の単価設定については、物価の変動に加えて食材納入業者の登録に影響されることを踏まえ、学校給食食材納入業者の登録年度（2年に1回）に翌年度の給食費を見直すことを基調としたため、令和6年度に給食費を改定します。

2 給食費の改定

(1) 現在の給食費

(単位：円)

区分	1食当たりの単価					月額	1食当たり 保護者負担
	主食費	牛乳費	副食費	事務経費	合計		
幼稚園	56.84	64.69	120.50	2.97	245.00	3,900	223.00
小学校	64.79	64.23	137.01	2.97	269.00	4,600	247.00
中学校	74.51	64.23	162.29	2.97	304.00	4,900	282.00

※保護者負担額は令和3年度額で据え置き、差額は学校給食費補助金が交付されています。

(2) 単価設定の考え方

令和4年度以降の主食費・牛乳費（県単価）及び主要な副食材料費（市学校給食会）の上昇分を1食当たりの単価に加算します。

ア 比較検討の対象とした食材等

- ・毎月発注分・・・肉類4品、魚類2品、野菜6品
- ・年間契約分・・・調味料・加工品等8品

イ 令和5年10月の献立を令和3年度単価で比較考察

(3) 改定後の給食費案

(単位：円)

区分	1食当たりの単価					月額*	改め 月額
	主食費	牛乳費	副食費	事務経費	合計		
幼稚園	57.84	70.69	122.50	2.97	254.00	4,017	4,100
小学校	65.79	70.23	139.01	2.97	278.00	4,701	4,800
中学校	75.51	70.23	164.29	2.97	313.00	4,922	5,000

*6年度計画 幼174日・小186日・中173日

近隣各市の給食費等比較表

(令和6年2月現在)

区 分	小学校		中学校		令和6年度 改定予定	前回改定年度	備 考
	1食当たり 単価(円)	年間計画 給食日数	1食当たり 単価(円)	年間計画 給食日数			
西脇市	239	187	275	181	検討中	令和元年度	
小野市	240	191	260	191	無	平成30年度	
豊岡市	227	183	258	169	検討中	平成26年度	
姫路市	270	190	300	190	検討中	令和2年度	
相生市	(275)	180	(335)	170	検討中	令和5年度	
たつの市	270	183	(305)	170	無	令和4年度	
赤穂市	269	187	304	174	有	令和5年度	
播磨西 平均	260.09	185	301.27	178	令和5年5月1日現在		

第11号議案

令和6年度赤穂教育プランについて

令和6年度赤穂教育プランについて、別紙のとおり決定したい。

令和6年3月15日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

令和6年度赤穂教育プラン（案）

《学校園所教育の充実》

【小学校・中学校】

- (1) 「確かな学力」を育成するため「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善
- (2) 地域とともにある「コミュニティ・スクール」の充実
- (3) 「豊かな心」を育む道徳教育・人権教育の充実
- (4) 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた、きめ細かな特別支援教育の充実
- (5) いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図る児童生徒理解に基づく生徒指導の充実
- (6) 適切に判断し、命を守り抜く力を育成する防災・安全教育の充実
- (7) 校種間の連携による円滑な接続と系統性を重視した指導の充実
- (8) 「健やかな体」の育成をめざし、健康教育の充実と体力・運動能力の向上
- (9) グローバル化に対応した外国語教育・伝統文化に関する教育の推進
- (10) 情報活用能力の育成に向けた学習活動の推進
- (11) 感染症に対応した教育活動の充実

【幼稚園・保育所】

- (1) 「生きる力」の基礎を育む「主体的・対話的で深い学び」を目指す教育・保育の創造
- (2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育展開と小学校教育との円滑な接続推進
- (3) 「自他を大切にしようとする心」「豊かな感性」を育む人権教育の推進
- (4) 一人一人の発達やニーズに応じた支援体制の充実と関係機関との連携推進
- (5) 子育てに関する情報発信や子育て相談等、保護者・地域と共に歩む保育の実施
- (6) 家庭と連携した発達に応じた基本的生活習慣の確立に向けた取組
- (7) 感染症予防に配慮した保育と子どもたちの健やかな成長の保障
- (8) 幼保一体化の推進
- (9) 保育者（保育士、幼稚園教諭）の資質・能力向上のための研修実施
- (10) 子育て世帯の経済的負担軽減のため、3歳児以上の第3子以降に給食副食費を補助

《施設・設備の充実 生涯学習の充実》

- (1) 中学校（赤穂西中学校屋内運動場）の大規模改修事業による教育環境の向上
- (2) 中学校屋内運動場照明設備のLED化改修
- (3) 小中学校の老朽化した施設の適正な管理を行っていくための施設整備を実施
- (4) デジタル教材やICT機器を効果的に活用した情報教育の推進
- (5) 全小学校区でアフタースクールを実施
- (6) 文化施設の施設整備と資料の収集（利用環境の快適性向上と適切な維持管理、郷土ゆかりの資料収集）
- (7) 文化活動の推進

<市民会館関係>

- (8) 文化団体の支援や美術展応募者数の増加促進
- (9) 市民会館施設整備の実施

<公民館関係>

- (10) 高齢者大学の充実と市民のニーズに対応した魅力ある講座・教室の実施
- (11) 公民館施設整備の実施

《生涯スポーツの普及・振興》

- (1) 市民の健康づくりのため、市民総合体育祭等を開催するとともに、その他協賛事業として各種スポーツ大会を実施。
- (2) 忠臣蔵旗少年剣道大会や各種目協会のスポーツ大会等を通じた友好親善都市とのスポーツ交流の実施
- (3) スポーツの日イベントや少年野球・中学野球・高校野球の親善試合などスポーツの一貫指導と健康とスポーツを機軸としたスポーツ先進都市推進事業の実施
- (4) 体育協会やスポーツ少年団、スポーツクラブ21などの組織活性化と関西福祉大学・赤穂高等学校との連携・協力による団体の育成強化
- (5) 赤穂義士杯青少年柔道大会や市長旗少年野球大会など広域大会の実施
- (6) 安全で快適な施設の利用促進と利便性を向上するため、市民総合体育館などのスポーツ施設整備の実施
- (7) スポーツ先進都市の実現に向けた赤穂市スポーツ推進計画に掲げる施策の推進
- (8) SDGsの達成に向けて、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上への取組

《給食事業の充実と適正運営》

- (1) 安全な作業環境整備及び衛生管理強化のために、施設修繕、大型調理機器整備等を実施
- (2) 給食施設設備の日常点検と薬剤師による定期点検の実施
- (3) 食中毒及び異物混入防止対策として飛翔昆虫対策等を実施し、安全衛生管理を徹底
- (4) 地産地消の推進として赤穂産の米粉を使った米粉パン及び地元食材を使った赤穂産デー・地場産デーを実施
- (5) 警報発令時対応、アレルギー対応、感染症対応等について学校教育課・学校園との連絡調整の強化
- (6) 子育て世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の無償化、幼稚園児及び小・中学生の給食費の一部無償化を継続実施
- (7) 新学校給食センター整備基本計画に基づく事業推進（給食センター棟建設工事外）

《図書館事業の充実と適正運営》

- (1) 図書整備充実のため図書館蔵書を計画的に購入
- (2) 読書活動推進のため歴史文学講座、絵本講座、朗読講座等の実施
- (3) 新着図書案内の発行、話題の本・特集コーナー・ふるさと情報コーナー設置等による図書館情報の提供・発信
- (4) 周辺地区を対象としたブック宅配サービスの実施
- (5) 電子図書館サービス充実のため電子書籍の購入と地域資料の電子書籍化の実施
- (6) 読書記録通帳による子ども読書活動の推進とブックスタート（絵本との出会い）事業の継続実施
- (7) 東備西播定住自立圏及び播磨圏域連携中枢都市圏域内の連携事業や相互利用の推進
- (8) 図書館施設整備の実施（照明設備改修工事外）

《地域文化の顕彰・整備》

- (1) 赤穂城跡の二之丸城壁整備等による史跡整備の推進
- (2) 東有年・沖田遺跡公園復元住居改修等の文化財施設整備の推進
- (3) 獅子舞等の伝統文化の調査・保存の推進
- (4) 各種開発等に伴う試掘・発掘調査の実施、調査報告書の刊行、出土遺物の適正管理
- (5) 田淵氏庭園等の指定文化財の保存・整備の推進
- (6) 文化財資料のデジタル化等による文化財資料の充実整備
- (7) 「文化財をたずねて」等の刊行による保存顕彰の推進
- (8) ホームページによる情報発信、文化財保護連絡員活動による普及啓発の実施
- (9) 赤穂城跡、有年遺跡公園、旧坂越浦会所の施設管理と公開の推進
- (10) 有年考古館における特別展等の実施
- (11) 「図説赤穂市史」の編集、市史史料集シリーズの編集・発行による市史等編さん事業の推進
- (12) 忠臣蔵浮世絵データベースの活用促進

第12号議案

赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の
制定について

赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和6年3月15日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

赤穂市教育委員会公印規則（昭和39年赤穂市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会及び教育委員会事務局並びに」を「教育委員会並びに」に改める。

第2条の見出し中「種類」を「定義及び種類等」に改め、同条中「公印の種類及び寸法」を「公印とは、教育長名、その他の役職名又は機関名等をもって発する公文書に押なつする印章を称し、その種類、書体、寸法及び個数」に改める。

第3条第4項中「保管者」の次に「（以下「保管者」という。）」を加える。

第4条の見出しを「（公印の登録）」に改め、同条中「様式第1による公印台帳」を「公印台帳（様式第1号）」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（公印の新調、改刻又は廃止の手続き）

第5条 保管者は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、公印新調（改刻）伺書（様式第2号）により、総務課長に合議の上、教育長の承認を得なければならない。

2 保管者は、公印を廃止しようとするときは、公印廃止届（様式第3号）により、総務課長を経て、教育長にその旨を届け出るとともに公印台帳の登録のまつ消を受け、不用となつた公印を総務課長に引き継がなければならない。

（公印の使用）

第6条 公印は、公文書以外に使用してはならない。

2 公印を使用するときは、押なつしようとする文書に決裁済みの当該起案文

書を添えて保管者、公印取扱主任又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。

- 3 保管者、公印取扱主任又は公印取扱者は、公印を押なつするときは、押なつを必要とする文書及び決裁済みの原議書を審査、照会し、その適正なことを確認したあとでなければ押印してはならない。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により、公印の印影を印刷しようとする課の長は、公印印影印刷承認申請書（様式第4号）により、教育長の承認を得なければならない。この場合において、教育長は、適当と認めたときは、公印印影印刷承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

第7条の2を次のように改める。

（電子計算機による公印）

- 第7条の2 電子計算機に登録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を利用して事務をしようとする課の長は、電子公印使用承認申請書（様式第6号）により、教育長の承認を得なければならない。この場合において、教育長は、適当と認めたときは、電子公印使用承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、承認を受けた課の長は、電子公印をその公印として使用することができる。

- 3 前項の規定により、電子公印を使用する課の長は、印影の改ざん、その他不正使用がないよう電子公印を適正に使用しなければならない。

第8条中、「公印を保管するもの」を「保管者」に改める。

様式第3を様式第6号とし、同様式を次のように改める。

赤穂市教育長 宛

使用課
職氏名

電子公印使用承認申請書

次のとおり電子公印を使用したいので承認願います。

公印の名称	
寸 法	ミリメートル
電 子 公 印 使用文書名	
年 間 発 行 見 込 枚 数	枚
使用開始日	年 月 日
理 由	
摘 要	

備考 この承認申請書には、電子公印を印刷しようとする文書の見本を添付すること。

様式第 2 を様式第 4 号とし、同様式を次のように改める。

赤穂市教育長 宛

管理課
職氏名

公印印影印刷承認申請書

次のとおり公印の印影を印刷したいので承認願います。

公 印 の 名 称	
寸 法	ミリメートル
印 刷 物 の 名 称	
印 刷 枚 数	枚
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日
理 由	
摘 要	

備考 この承認申請書には、印影を印刷しようとする印刷物の見本を添付すること。

様式第1中「(様式第1)」を「様式第1号(第4条関係)」に改め、「平成」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

赤穂市教育長 宛

管理課
職氏名

公印新調(改刻)伺書

次のとおり公印を新調(改刻)してよろしいか。

ひ	な	型			
名	称				
型	式	材質	寸法 方 径 だ円 ミリメートル	書体	
作	成	調整予定年月日	年	月	日
		使用開始予定年月日	年	月	日
改	刻	改刻予定年月日	年	月	日
		理 由	摩滅、組織変更		
備考(用途等)					

様式第3号 (第5条関係)

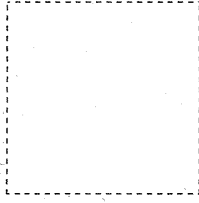
第 年 月 日 号

赤穂市教育長 宛

管理課
職氏名

公 印 廃 止 届

次のとおり公印を廃止したいので届け出ます。

印 影	
名 称	
型 式	
廃 止	年月日 年 月 日
	理由
備考(用途等)	

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

宛

赤穂市教育長

公印印影印刷承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあつた公印の印影印刷について、次のとおり承認する。

公印の名称	
寸 法	
印刷物の名称	
印刷枚数	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号（第7条の2関係）

第 号
年 月 日

宛

赤穂市教育長

電子公印使用承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあつた電子公印の使用について、次の
とおり承認する。

公印の名称	
寸 法	
電子公印 使用文書名	
使用開始日	年 月 日
摘 要	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告 3

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の一部を改正する 要綱の制定について

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の一部を改正する要綱が制定されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 1 5 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の一部を改正する要綱

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱（令和 5 年赤穂市訓令甲第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）」を「別表に定める基準日」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 民間事業者が運営する認定こども園

第 3 条第 1 項を次のように改める。

支援金の額は、次の各号に掲げる保育施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第 1 号及び第 2 号に定める保育施設のうち民間事業者が運営するもの 別表第 1 から別表第 3 までに定める額を合算した額
- (2) 前条第 2 号に定める保育施設のうち市が運営するもの 別表第 1 及び別表第 3 に定める額を合算した額
- (3) 前条第 3 号に定める保育施設 別表第 2 に定める額

第 3 条第 2 項に次のただし書きを加える。

ただし、前項に定める額の範囲内において複数回に分けて交付する場合は、この限りでない。

別表中「基準日」の次に「（令和 5 年 4 月 1 日）」を加え、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第2（第3条関係）

定員規模（名）	支援金の額（円）
0－9	9,000
10－19	27,000
20－29	45,000
30－39	63,000
40－49	81,000
50－59	99,000
60以上	100,000

注 定員規模は、基準日（令和5年4月1日）における保育施設の定員とする。

別表第3（第3条関係）

定員規模（名）	支援金の額（円）
0－9	15,000
10－19	45,000
20－29	75,000
30－39	105,000
40－49	135,000
50－59	165,000
60－69	195,000
70－79	225,000

注 定員規模は、基準日（令和5年10月1日）における保育施設の定員とする。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

